

# 高浜町公民館運用内規（利用ルール）

## ◆利用時間◆【高浜町立公民館運営規則第9条】

午前9時から午後9時30分

・但し、夜間利用が無い場合は午後5時で閉館とする。

## ◆休館◆【高浜町立公民館運営規則第8条】

(1) 毎週月曜日、毎月第3日曜日

(2) 年末年始12月28日から1月4日まで



## ◆利用対象者◆

(1) 町内に在住、又は通勤・通学する者【個人】

(2) 町内に活動の拠点を置く官公署・学校・事業所・社会教育関係団体【団体】

・事業所・団体は、構成員が町内在住・在勤・在学者が半数以上必要。

## ◆利用申し込み受付◆

インターネット若しくは、窓口申請で予約を行う。

・但し、窓口申請は午前9時から午後9時30分まで。

(夜間利用については、2日前までに申しでること。)

## ◆利用申し込み受付期間◆

利用者は、利用日の月を含む3箇月前から予約を申請できる。

・予約のキャンセル、予約日の変更、使用会場の変更等は利用日の2日前までに申し出ること。(急なキャンセルについては連絡すること。)

・一度キャンセルした場合は、再び同一日の予約はできない。

・通常の活動とは異なり、定期総会や講演会、発表会等多くの会員や町民を集めるもの、あらかじめ会場を確保しておかなければ事業運営に支障をきたすものは、開催要項等利用概要がわかる資料を提出し、公民館に相談すること。

(3箇月前でも相談に応じる。)

## ◆施設の使用◆【高浜町立公民館運営規則第3条】

公民館の施設は、町民の文化生活の向上のため一般に開放されなければならない。

ただし、次の各号の一つに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 社会教育法第23条にふれるおそれがあると認めるとき。

(2) 公益を害するおそれがあるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) その他使用を不相当と認めたとき。

## 【参考】

### 《社会教育法第23条》

- 1 公民館は、次の行為を行ってはならない。
  - (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

・社会教育法第23条関係の運用については、職員にご相談下さい。

### ◆小・中学生の利用◆

- ・小学生の利用は午後5時まで、中学生の利用は午後7時までとする。
- ・小学生の調理実習室の利用は、1人以上の保護者の同伴が必要。

### ◆団体活動と営利行為の区分◆

団体・サークルと、営利（私塾）の区分を以下のとおりとする。

（次の条件を満たしているものを非営利の団体活動と認める。）

- ①会員の総意で運営が行われ、講師が代表者や役員に就任していないこと。  
（講師による部屋の申し込みは原則としてできない。）
- ②講師に対する謝礼が、会費の中から支出されていること。  
（個々の会員と講師による直接の金銭授受がないこと。）
- ③講師の謝礼が適正な価格であること。
- ④会活動に必要な資料等（テキスト、材料等）が適正な価格であること。

### ◆図書の貸し出し◆ 【和田・青郷・内浦公民館のみ】

図書は以下の条件により貸し出す。

- ・高浜町立図書館の利用者カードが必要。※貸出冊数5冊以内貸出期間14日以内  
（カードを持っていない方も、その場で申請して発行できる。）

### ◆利用者として守るべき事項◆

公民館を利用しようとする者は、次に掲げる事項を守ること。

- ・アルコールを伴う飲食の禁止。
- ・指定の場所以外での喫煙、飲食をしないこと。
- ・施設、設備等を汚損又は損傷したときは速やかに届け出ること。
- ・利用を終了したときは原状に復し、清掃を行うこと。

社会教育関係団体が活動の一環で、懇親会等を開催する場合には、条件により利用を許可する場合があります。お気軽に職員にご相談下さい。

平成28年3月1日

平成29年4月1日一部改正